

スッキリわかる！ しょうがいのある人 にとっての成年後見制度

成年後見制度の話はなんだか聞いたけどよくわからなかったという方にも、①しょうがいのある人の成年後見に的をしぼり、②事例をとおして、勉強するのでスッキリわかります！

成年後見制度は、判断能力が十分でない認知症の高齢者、知的なしょうがいのある人、精神しょうがいのある人を支援する制度です。

認知症高齢者の場合には、それまでの人生の中からご本人らしさを理解し、終末期に向かうその人の人生を支えていくための支援を行います。

一方、しょうがいのある人への支援は、将来にむけてよりゆたかな人生を送っていただくために、新しい挑戦もしながら可能性をひらいていく視点をもって支援を行います。



今回の学習会は、成年後見制度とその利用を支援する仕組みを社会資源ととらえて、このまちでその社会資源をいかに築いていけばいいのかを考えるきっかけとしたいと考えています。

と き：2012年3月10日（土） 13：30～15：30

ところ：小牧市ふれあいセンター大会議室

内 容：（1）しょうがいのある人にとっての成年後見制度
（2）しょうがいのある人の成年後見の事例
（3）尾張東部成年後見センターの取り組み
（4）この地域における成年後見制度の利用支援を考える

※講師は、成年後見制度にかかわっている社会福祉士が担当します。

参加申込：資料の準備の都合上、できるだけ事前申込みにご協力ください。申込み方法は、裏面をご覧ください。（当日参加も可能です）

手話・要約筆記
あります

主催 ここばりこまき 共催 愛知県社会福祉士会尾張東支部・尾張西支部

ホームページ <http://kokobari-komaki.net>

お問い合わせ ファックス 052-308-3834 e-mail mail@kokobari-komaki.net

ファックス052-308-3834

スッキリわかる！しょうがいのある人にとっての成年後見制度参加申込み書

① お な ま え	
② 連 絡 先 (メールアドレス又は ファックス番号)	万が一会場の定員を超えた場合や緊急の場合にのみ使用します
③ しょうがいのある 人との関係	1 本人 2 家族 3 支援者 4 その他
④ 聞きたいこと があればかいてください。	
⑤ 配慮が必要なこと	手話・要約筆記はありますが、その他配慮が必要なことがありますらお知らせください。

メールの方は、件名を「3月10日申込み」として、上記①から⑤について、ご記入の上、mail@kokobari-komaki.net までお申し込みください。この情報は、本学習会の運営にのみ使用し、学習会終了後、適切に廃棄します。



成年後見制度とは

認知症、知的しょうがい、精神しょうがいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度は、民法上の制度で、家庭裁判所が本人の援助をする人を選任し、具体的な保護・支援はこの援助者が行います。ノーマライゼーションを理念とした制度で、できるだけ本人の能力を生かせるよう、援助者の役割は、本人の判断能力に応じてきめ細かく設定することもできます。

家庭裁判所に申し立てるという手続きがあることから面倒に思われますが、しょうがいのある人の人生が、よりゆたかなものとなるよう、成年後見制度の利用について考えてみませんか。